

岩手県告示第884号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第1地割124の8から124の11まで・124の41（以上5筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - （3） 解除の理由 ダム用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第2地割1の61（国有林）、1の89（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1の22（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - （3） 解除の理由 ダム用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。